作産者の皆様へ



農葬使用は慎重C

<u>◆① 登録番号はありますか?</u>

「農林水産省登録第○○号」が無い農薬は使用できません。

(ただし、食酢などの特定農薬は除きます)

農林水産省登録第〇〇号

●●水和剤

作物名 適 用 希釈倍数 本剤の 病害虫名 使用量 使用回数

トマト アブラムシ類 1000~ 100~ 3回 2000倍 300L/10a 以内

2 作物は間違って

いませんか?

記載された作物しか使えません。特に、混植している場合は注意してください。

◆<mark>③ 希釈倍数, 使用量に</mark> 間違いはありませんか?

定められた濃度や使用量は必ず守ってください。

⑤ 散布機器は洗浄されて

いますか?

使用後の噴霧器,タンク及びホースは、必ず洗浄してください。

④ 使用回数は超えて いませんか?

同じ成分を含む農薬の総使用回数も 守ってください。また, 育苗時の回数もカウントされますので, 注意してください。

⑥ 散布時の飛散(ドリフト)防止対策は

周辺に他の作物が栽培されている場合、 万全ですか?

- ・緩衝地帯や遮へい物の設置
- ・飛散(ドリフト)しにくい農薬の選択
- ・ドリフト低減ノズルの利用

などの飛散防止対策を行ってください。



農薬のラベルに記載されている使用基準は必ず守りましょう。 使用基準違反は、法律違反であり、自らの農業経営だけでなく 産地の信用を損なうなど大きな影響があることを意識して、農薬 を使用するようにしてください。

誤った農薬の使い方をすると?



<u>農薬の使用基準違反には、</u> 罰則があります。

農薬ラベルの使用基準を守らないと,懲役または 罰金の罰則が設けられています(農薬取締法)。 さらに,残留基準値を超過した農産物は,生産者が 公表され,回収することになります(食品衛生法等)。

<u>農産物の残留基準値検査は、小売店等を</u> 対象に定期的に行われています。

残留農薬の検査は、食品衛生法に基づき、市場、スーパーマーケット及び直売所などで実際に流通、販売されている農産物に対して行われています。



農薬適正使用アドバイザーになりませんか?

徳島県では、適正使用を推進する生産者の方を 「農薬適正使用アドバイザー」として認定しています。 詳しくは次のお問い合わせ先までお願いします。



お問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県もうかるブランド推進課 安全安心農業担当 電話 088-621-2411